

東京都の「基本的対策徹底期間」における 西東京市公共施設の対応について（方針）

新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のための東京都の「基本的対策徹底期間における対応（令和3年11月25日 東京都決定）」に基づき、令和3年12月1日以降の市内公共施設の対応については、下記のとおりとする。

記

1 本方針の適用期間

令和3年12月1日から東京都が「レベル1」（※）の状況にある間

※「新たなレベル分類の考え方」（令和3年11月8日新型コロナウイルス感染症対策分科会提言）による。

2 施設利用時間

各施設が定める利用時間までの利用とする（時間制限を設けない。）。

3 利用制限を継続する施設

- (1) 入浴施設
- (2) 調理室（調理利用）
- (3) 障害者総合支援センター「フレンドリー」
利用できない施設等
多目的室（土・日曜日のみ貸出し）、会議室C、情報コーナー、交流スペース、
作品展示スペース、その他オープンスペース
- (4) いこいの森公園（スケート広場）
新型コロナワクチン接種会場撤収完了までの間は、予約制により運用する。その
後の詳細については、別に定める。

4 その他

- (1) 施設の利用可能定員は、利用内容に応じて各施設が定める。
- (2) その他施設利用に関する詳細は、各施設において定め、周知する。
- (3) 障害者総合支援センター「フレンドリー」
同施設での公共施設予約システムの利用 不可
- (4) 本方針に定める事項に関し、新型コロナウイルス感染症対策に必要な事項が新たに
生じた際は、その内容に基づき適宜見直すものとし、今後、感染者の減少傾向が継
続する場合は、段階的に更なる緩和策を講じることとする。